

| | |
|--|------------------------------------|
| 【表紙】 | |
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2019年1月4日 |
| 【発行者名】 | SBIアセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 梅本 賢一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 中村 慎吾 |
| 【電話番号】 | 03-6229-0170 |
| 【届出の対象とした募集内国投資 信託受益証券に係るファンドの 名称】 | SBIインド・スリランカ・バランス・ファンド（年4回決算 型） |
| 【届出の対象とした募集内国投資 信託受益証券の金額】 | 上限5,000億円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

SBIインド・スリランカ・バランス・ファンド(年4回決算型)
(以下「本ファンド」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社(以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

() 基準価額

「基準価額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。

() 基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価額」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| SBIアセットマネジメント株式会社 (委託会社) 電話番号 03 - 6229 - 0097 (受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時) ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/ |
|---|

(5)【申込手数料】

お申込金額の3.24%(税抜3.0%)を上限とする、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額が加算されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

(6)【申込単位】

- ・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。)
- ・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。

分配金受取コース

分配金再投資コース

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7)【申込期間】

2019年1月5日(土曜日)より2020年1月7日(火曜日)まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法等

- (i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨の申込書を提出します。

- () 前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

その他の留意事項

- (i) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として、買付及び換金の申込みができません。

- ・ 申込日当日が、インドの証券取引所、インドの銀行、コロンボ証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日

- () 申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

本ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信/海外/資産複合」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信/海外/資産複合」です。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| 追加型投信 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産() |
| | | 資産複合 |

商品分類の定義

| 該当分類 | 分類の定義 |
|-------|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 海外 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 資産複合 | 目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

属性区分

ファンドの属性区分

| | |
|--------|----------------------|
| 投資対象資産 | その他資産(投資信託証券(株式・債券)) |
| 決算頻度 | 年4回 |
| 投資対象地域 | アジア |
| 投資形態 | ファンド・オブ・ファンズ |
| 為替ヘッジ | 為替ヘッジなし |

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---------------------|------|-------------|----------------------|-----------|
| 株式 | 年1回 | グローバル | | |
| 一般 | 年2回 | | | |
| 大型株 | 年4回 | 日本 | | |
| 中小型株 | 年6回 | 北米 | | |
| 債券 | (隔月) | 欧州 | ファミリー ファンド | あり () |
| 一般 | 年12回 | アジア | | |
| 公債 | (毎月) | オセアニア | | |
| 社債 | 日々 | 中南米 | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし |
| その他債券 | その他 | アフリカ | | |
| クレジット | () | 中近東 (中東) | | |
| 属性 | | エマージング | | |
| () | | | | |
| 不動産投信 | | | | |
| その他資産 | | | | |
| (投資信託証券 (株式・債券)) | | | | |
| 資産複合 | | | | |
| () | | | | |

属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券(株式・債券)です。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

| 該当区分 | 区分の定義 |
|--------------------------|--|
| その他資産 (投資信託証券(株式・債券)) | 目論見書または信託約款において、主たる投資対象を投資信託証券とし、実質的に株式及び各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| 年4回 | 目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| アジア | 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| ファンド・オブ・ファンズ | 目論見書または信託約款において、投資信託及び外国投資信託の受益証券ならびに投資法人及び外国投資法人の投資証券(投資法人債券を除く)への投資を目的とする投資信託(ファミリーファンドのベビーファンドに該当するものを除く)をいいます。 |
| 為替ヘッジなし | 目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |

信託金の限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

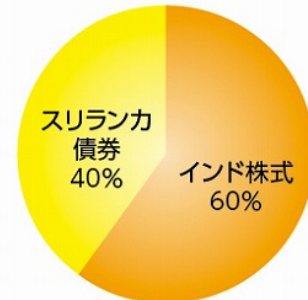
1 主として、投資信託証券(マザーファンドを含みます。)への投資を通じて、インドの株式及びスリランカの債券に投資を行います。

投資対象とする債券は国債、政府保証債、政府機関債、国際機関債等とします。
なお、今後の発展が見込まれる南アジア諸国の株式及び債券に投資する場合があります。

2 原則として、インド株式60%、スリランカ債券40%を基本投資割合とします。

- 南アジア諸国の株式及び債券に投資することとなった場合には、株式60%、債券40%の基本投資割合の範囲内で投資することとします。
- ただし、基本投資割合は、市況環境、資金動向に応じて±10%の幅で機動的に変更するものとします。

[基本投資割合]



[投資対象とする投資信託証券]

インド株式

ステイト・バンク・オブ・インド
インド株・マザーファンド

スリランカ債券

SBIボンド スリランカ短期国債ファンド
(適格機関投資家専用)

投資対象とする投資信託証券の概要については、後述「<追加的記載事項>投資対象とする投資信託証券」を参照ください。

投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により変更する場合があります。その際、既投資の投資信託証券が投資対象から外れたり、新たな投資信託証券を投資対象に追加する場合があります。

3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向、投資対象国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- ①投資信託証券(マザーファンドを含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

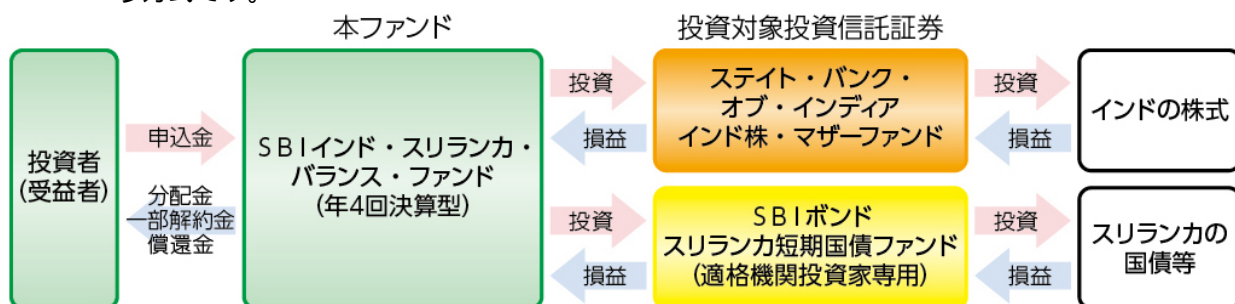
(2)【ファンドの沿革】

2017年10月6日 信託約款締結、本ファンドの設定・運用開始

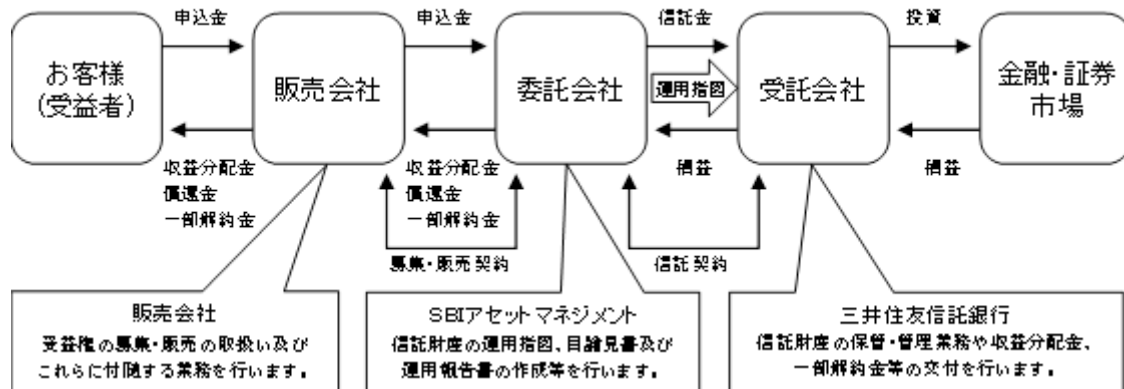
(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託証券に投資することにより運用を行う方式です。



委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況(2018年10月末日現在)

(i) 資本金

4億20万円

() 沿革

委託会社は、投資運用業務(投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務)及び投資助言業務(投資顧問契約に基づく助言業務)を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社(現SBIホールディングス株式会社)の主要株主であるソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2012年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

1986年8月29日 日債銀投資顧問株式会社として設立

1987年2月20日 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録

1987年9月9日 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可

2000年11月28日 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可

2001年1月4日 あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更

2002年5月1日 ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更

2005年7月1日 SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更

2007年9月30日 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録(関東財務局長(金商)第311号)

() 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|--------------|-----------------|---------|---------|
| モーニングスター株式会社 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 36,600株 | 100.00% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

本ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方針

- () 主として、別に定める投資信託証券への投資を通じて、インドの株式及びスリランカの国債等（国債、政府保証債、政府機関債、国際機関債等）に投資を行います。また、今後の発展が見込まれる南アジア諸国の株式及び債券に投資を行う場合があります。ただし、投資する投資信託証券は、委託会社の判断により変更する場合があります。この際、既投資の投資信託証券が投資対象から外れたり、新たな投資信託証券を投資対象に追加する場合があります。
- () 実質基本投資割合は原則として、インドの株式60%、スリランカの債券40%とします。ただし、投資割合は、市況環境、資金動向に応じて±10%の幅で機動的に変更するものとします。
- () 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (iv) 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）が発生した場合や、資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
- () 投資環境によってはリスク回避の観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

<別に定める投資信託証券>

(インド株式)

・ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド

(スリランカ債券)

・SBIボンド スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）

ただし、投資する投資信託証券は、委託会社の判断により変更する場合があります。この際、既投資の投資信託証券が投資対象から外れたり、新たな投資信託証券を投資対象に追加する場合があります。

投資先ファンドは、ファンドの運用方針達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先および投資手法等を考慮して選定しております。

(2)【投資対象】

主な投資対象

投資信託証券（マザーファンドを含みます。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- () 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (イ) 有価証券
 - (ロ) 金銭債権
 - (ハ) 約束手形
- () 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- () コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- () 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記()の証券または証書の性質を有するもの
- () 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)

(iv) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- () 預金
- () 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- () コール・ローン
- (iv) 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記()に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。(信託約款第17条第3項)

< 参考情報 >

投資対象とする投資信託証券の概要

■ ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド

| | |
|-----------|--|
| 運用目的・運用方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・インドの証券取引所で上場または取引されている株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。 ・上記の株式には、上記の株式にかかる預託証券を含みます。 ・株式の投資に際しては、投資対象に掲げる株式の中から、収益性や成長性等を総合的に勘案した銘柄に厳選投資します。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・SBI・ファンズ・マネジメント・プライベート・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。 |
| 信託期間 | 原則として無期限(設定日:2007年7月25日) |
| 決算日 | 毎年6月4日(日本の銀行が休業日の場合は翌営業日) |
| 信託報酬 | かかりません。 |
| 委託会社 | SBIアセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

SBI FUNDS
MANAGEMENT PVT. LTD.

～SBI・ファンズ・マネジメント・プライベート・リミテッド～

インド最大の国営商業銀行「インドステイト銀行」と欧州の大手運用会社「アムンディ」の合併会社であり、インド国内の大手運用会社です。親会社のインドステイト銀行のリサーチ・プラットフォームを活用することでインド国内有数のリサーチ・チームを抱えています。インド株投資のスペシャリストとして、評価期間等より数多くの賞を受賞しています。

※State Bank of India（インドステイト銀行）グループの運用会社であり、弊社（SBIアセットマネジメント）が属するSBIグループの運用会社ではありません。

■ SBIボンド スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)

| | |
|-----------|---|
| 運用目的・運用方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・スリランカの短期国債等(国債、政府保証債、政府機関債)及び国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。 ・債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。 ・重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。 |
| 信託期間 | 原則として無期限(設定日:2016年12月30日) |
| 決算日 | 毎月7日(休業日の場合は翌営業日) |
| 信託報酬 | 純資産総額に対し年0.3888%(税抜:年0.36%) |
| 委託会社 | SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |



SBI Bond Investment Management ～SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社～

SBIホールディングス株式会社と、世界最大級の債券アクティブ運用残高を誇るピムコ社の共同出資により、設立された資産運用会社です。シンプルかつ低コストのアクティブ型債券ファンド等を開発し、お客様の長期資産形成に貢献できる運用商品として提供することを目指しています。

掲げる3つのポイント

1. シンプルな投資信託の開発・提供
2. 高度な運用力を活用した質の高い商品
3. インターネット金融の特徴を最大限に活用

(3)【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト(5～7名程度)による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員(1～3名)、最高運用責任者、運用部長(1名)及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

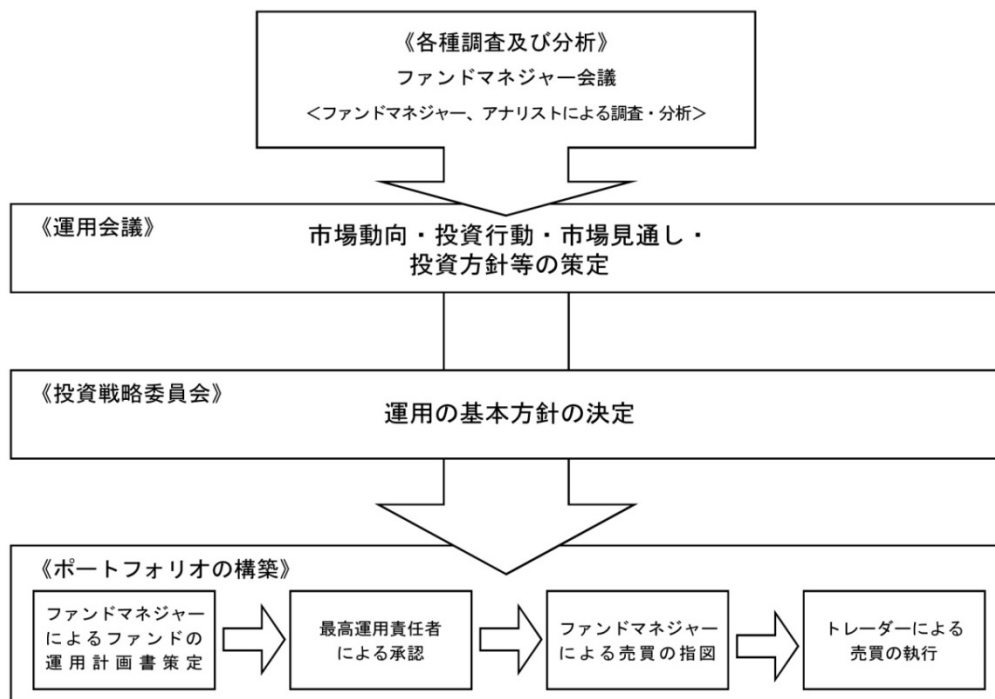
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」(6名程度)、「組合投資委員会」(6名程度)での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年4回（原則として1月、4月、7月、10月の各5日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額の範囲

分配対象額は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

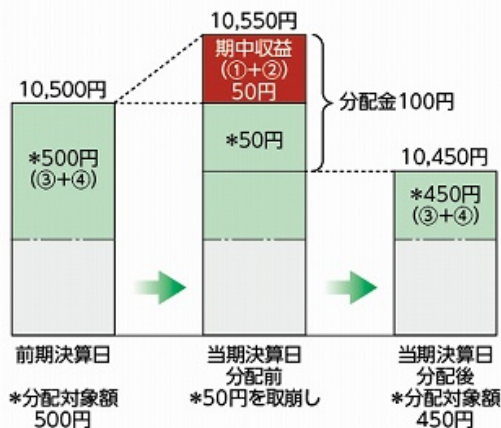
投資信託で分配金が支払われるイメージ



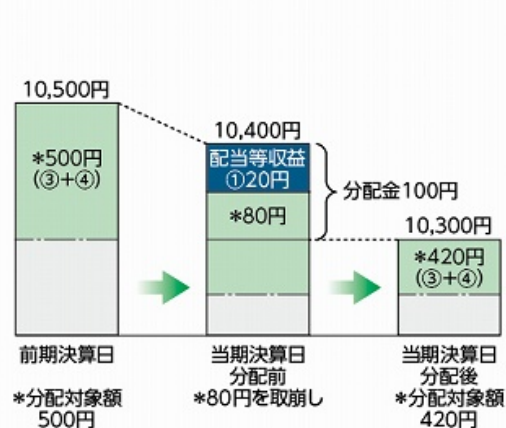
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

■ 前期決算日から基準価額が上昇した場合



■ 前期決算日から基準価額が下落した場合



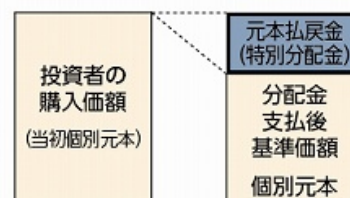
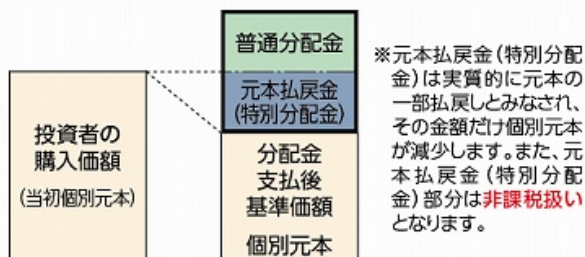
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(5)【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- () 投資信託証券(マザーファンドを含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- () 株式への直接投資は行いません。
- () 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (iv) デリバティブの直接利用は行いません。
- () 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- () 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

- () 公社債の借入れ(信託約款第22条)
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - (ロ) 前記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 前記(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- () 資金の借入れ(信託約款第28条)
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - (ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - (二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

3【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様は帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク

- ・ 一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドはその影響により株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ 一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・ 一般に新興国の株式及び債券は、先進国の株式及び債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

信用リスク

- ・ 一般に、投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。株式の価格はデフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。また、債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合等、債券価格が下落することがあります。このような場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

- ・ 実質組入外貨建て資産について、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、一般的に為替変動は大きいものになることも想定されます。当該通貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

カントリーリスク

- ・ 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

流動性リスク

- ・ 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

- ・一般に新興国の株式及び債券は、先進国の株式及び債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

<インド株式における留意点>

・税制に関する留意点

インド株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売買益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対してその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用され、キャピタル・ゲイン税等の実効税率は最大で17.94%になります。また、有価証券の売買時に売買代金に対して0.1%の有価証券取引税が適用されます（2018年5月現在）。マザーファンドはインドにおけるキャピタル・ゲイン税等の計算にあたり、現地の税務顧問を使用しますので、当該税務顧問に対する費用が発生します。これらの税金及び費用は信託財産から差し引かれます。

・非課税利得の帰属について

インドにおいては非居住者による1年を超える保有有価証券の売買益は、キャピタル・ゲイン税等の対象となりません。本ファンドは追加型ですので、マザーファンドが1年を超えて株式を保有し、キャピタル・ゲイン税等を負担しなかった場合の利得（以下「非課税利得」といいます。）は、マザーファンドが株式の売却を行った時点の本ファンドの受益者に帰属し、本ファンドの受益権を1年以上保有している受益者のみに帰属するものではありません。

<スリランカ債券における留意点>

・税制に関する留意点

スリランカの公社債への投資についてはスリランカの税制にしたがって、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインに対し課税されます。税制が変更された場合は、基準価額が影響を受ける可能性があります。また、スリランカにおける税金の取扱いについて、スリランカの関係法令や税率等の解釈は必ずしも安定していません。

・外国機関投資家への投資枠制限について

外国機関投資家がスリランカの債券市場において、スリランカ・ルピー建てのスリランカ国債に投資を行う場合には、外国機関投資家等に投資枠制限が設けられています。当該投資枠の利用状況、スリランカ債券市場における取引記載の変更等によっては国際機関債、あるいは米ドル建てなどスリランカ・ルピー建て以外で発行された債券等への投資割合が高くなる場合があります。

<その他留意事項>

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- * 上記の分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * ファンドについては設定日以降のデータが5年に満たないため2017年10月6日から2018年10月31日のデータを基に算出しております。
- * 代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈代表的な資産クラスの指数〉

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株…MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債…NOMURA-BPI国債
- 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

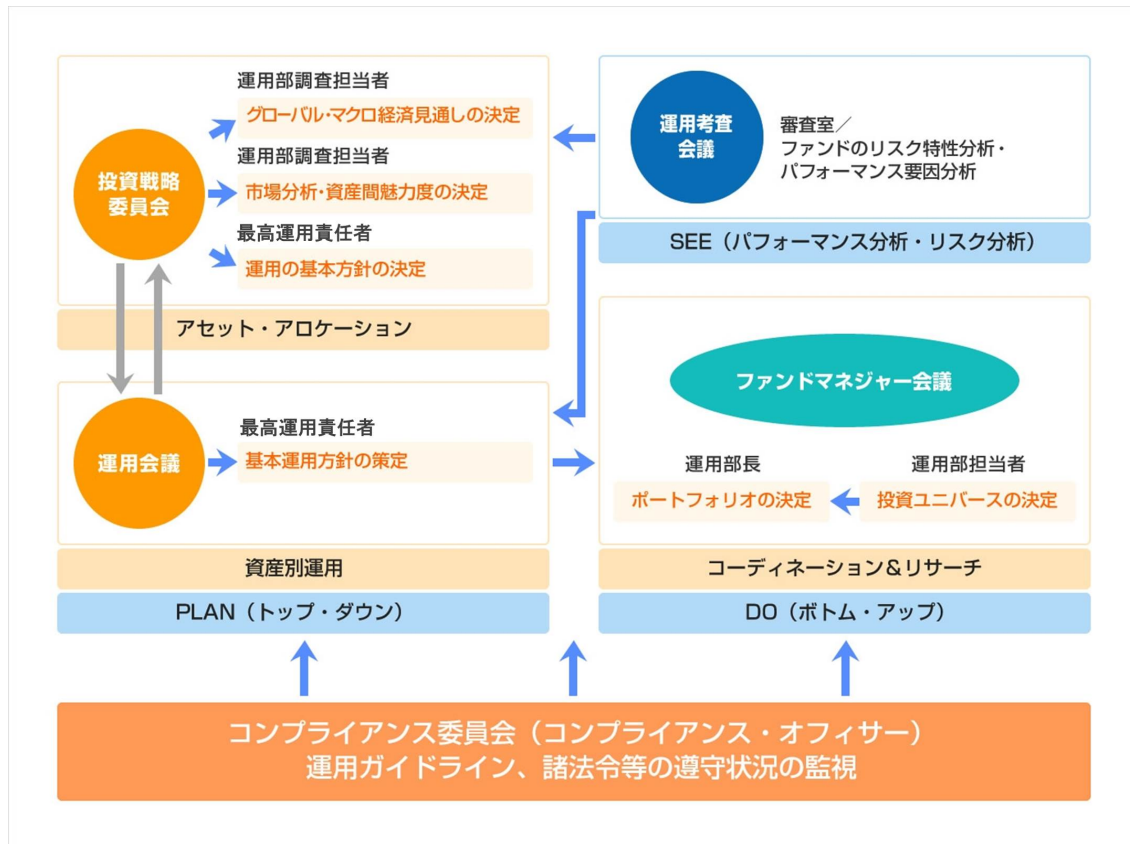
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

〈著作権等について〉

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制
最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

| 会議の名称 | 頻度 | 内 容 |
|-------------|-------|--|
| 投資戦略委員会 | 原則月1回 | 常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。 |
| 運用会議 | 原則月1回 | 最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。 |
| 運用考査会議 | 原則月1回 | 常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。 |
| ファンドマネジャー会議 | 随時 | 運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。 |
| 未公開株投資委員会 | 随時 | 最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。 |
| 組合投資委員会 | 随時 | 最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。 |
| コンプライアンス委員会 | 原則月1回 | 常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。 |

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家(弁護士)を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込金額の3.24% (税抜3.0%)を上限とする、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認ください。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、お申込手数料には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額が加算されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

| |
|--|
| SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） |
| 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） |
| ホームページ http://www.sbiam.co.jp/ |

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に対し0.1%)が差引かれます。

(注) 信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に年1.3392% (税抜：年1.24%)を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。当該報酬は、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

| | | |
|----------------------------|-------------------------|--|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 年1.3392% (税抜：年1.24%) | 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 |
| 内 訳 | 委託会社 | 年0.648% (税抜：年0.60%) ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価 |
| | 販売会社 | 年0.648% (税抜：年0.60%) 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価 |
| | 受託会社 | 年0.0432% (税抜：年0.04%) 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |
| 投資対象とする 投資信託証券の 信託報酬 | 年0.3%程度 | 投資対象とする投資信託証券の管理報酬等 |
| 実質的な負担* | 年1.64% (税込)程度 | - |

* 本ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。なお、投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。

(4)【その他の手数料等】

有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(情報開示にかかる印刷等費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。)、信託財産にかかる会計監査費用及び受託会社の立替えた立替金の利息及びこれらの手数料等にかかる消費税等は、受益者の負担とし信託財産中から差し引かれます。

信託財産にかかる会計監査費用は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

収益分配時・換金(解約)・償還時に受益者が負担する税金は2018年10月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

個人の受益者に対する課税

() 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

() 解約金及び償還金に対する課税

換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)は譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収口座(特定口座)を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)については配当所得として課税され、15.315%(所得税15%及び復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2018年10月31日現在)

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 258,992,232 | 39.77 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 349,058,826 | 53.60 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 43,101,498 | 6.61 |
| 合計(純資産総額) | | 651,152,556 | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

(2018年10月31日現在)

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|---------------|---|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | ステイト・バンク・オブ・イン ディア インド株・マザーファン ド(適格機関投資家専用) | 248,475,816 | 1.4576 | 362,201,374 | 1.4048 | 349,058,826 | 53.61 |
| 2 | 日本 | 投資信託受 益証券 | SBI債券 スリランカ短期国 債ファンド(適格機関投資家専 用) | 291,526,601 | 0.9151 | 266,804,499 | 0.8884 | 258,992,232 | 39.77 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

(2018年10月31日現在)

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 39.77 |
| 親投資信託受益証券 | 53.61 |
| 合計 | 93.38 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2018年10月31日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 期別 | 純資産総額(円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-----------------------|-------------|-------------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1特定期間末 (2018年 4月 5日) | 816,383,187 | 816,383,187 | 0.9538 | 0.9538 |
| 第2特定期間末 (2018年10月 5日) | 677,128,167 | 677,128,167 | 0.9180 | 0.9180 |
| 2017年10月末日 | 832,374,481 | | 1.0298 | |
| 11月末日 | 926,351,236 | | 1.0443 | |
| 12月末日 | 977,263,072 | | 1.0722 | |
| 2018年 1月末日 | 951,181,928 | | 1.0295 | |
| 2月末日 | 862,282,673 | | 0.9801 | |
| 3月末日 | 813,796,222 | | 0.9525 | |
| 4月末日 | 841,426,029 | | 0.9783 | |
| 5月末日 | 812,689,173 | | 0.9624 | |

| | | |
|-------|-------------|--------|
| 6月末日 | 784,876,103 | 0.9517 |
| 7月末日 | 809,709,401 | 0.9964 |
| 8月末日 | 782,382,276 | 0.9953 |
| 9月末日 | 709,626,239 | 0.9473 |
| 10月末日 | 651,152,556 | 0.8907 |

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

| 期 | 計算期間 | 1口当たりの分配金(円) |
|---------|----------------------|--------------|
| 第1特定期間末 | 2017年10月6日～2018年4月5日 | 0.0200 |
| 第2特定期間末 | 2018年4月6日～2018年10月5日 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| 期 | 計算期間 | 収益率(%) |
|---------|----------------------|--------|
| 第1特定期間末 | 2017年10月6日～2018年4月5日 | 2.6 |
| 第2特定期間末 | 2018年4月6日～2018年10月5日 | 3.8 |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1特定期間の収益率は、前計算期間末(設定時)の基準価額を10,000円として計算しております。

(4)【設定及び解約の実績】

| 期 | 計算期間 | 設定口数(口) | 解約口数(口) | 発行済み口数(口) |
|---------|----------------------|---------------|-------------|-------------|
| 第1特定期間末 | 2017年10月6日～2018年4月5日 | 1,124,666,507 | 268,734,185 | 855,932,322 |
| 第2特定期間末 | 2018年4月6日～2018年10月5日 | 22,754,105 | 141,067,861 | 737,618,566 |

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)

投資状況

(2018年10月31日現在)

| 資産の種類 | 国名/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|-------|---------------|---------|
| 株式 | インド | 3,835,581,474 | 99.28 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 27,737,461 | 0.72 |
| 合計(純資産総額) | | 3,863,318,935 | 100.00 |

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2018年10月31日現在)

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿価額単価(円) | 帳簿価額金額(円) | 評価額単価(円) | 評価額金額(円) | 投資比率(%) |
|------|----|-----------------------------|-------------|---------|-----------|-------------|----------|-------------|---------|
| インド | 株式 | RELIANCE INDUSTRIES LIMITED | エネルギー | 173,000 | 1,438.40 | 248,843,200 | 1,638.58 | 283,474,772 | 7.34 |
| インド | 株式 | INFOSYS LIMITED | ソフトウェア・サービス | 260,378 | 944.18 | 245,844,351 | 1,022.61 | 266,265,798 | 6.89 |
| インド | 株式 | AXIS BANK LIMITED | 銀行 | 240,000 | 845.76 | 202,983,563 | 872.18 | 209,324,400 | 5.42 |
| インド | 株式 | HOUSING DEVELOPMENT FINANCE | 銀行 | 68,300 | 2,869.14 | 195,962,286 | 2,591.44 | 176,995,694 | 4.58 |
| インド | 株式 | TATA CONSULTANCY SVS LTD | ソフトウェア・サービス | 58,446 | 2,923.89 | 170,890,134 | 2,937.86 | 171,706,750 | 4.44 |

| | | | | | | | | | |
|-----|----|--|------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|-------------|------|
| インド | 株式 | ICICI BANK LTD | 銀行 | 318,400 | 448.41 | 142,775,336 | 535.83 | 170,609,864 | 4.42 |
| インド | 株式 | MARUTI SUZUKI INDIA LTD | 自動車・自動車部品 | 12,500 | 13,595.05 | 169,938,125 | 10,381.66 | 129,770,844 | 3.36 |
| インド | 株式 | STATE BANK OF INDIA | 銀行 | 271,000 | 413.38 | 112,027,334 | 423.38 | 114,736,657 | 2.97 |
| インド | 株式 | BHARTI AIRTEL LIMITED | 電気通信サービス | 223,000 | 594.73 | 132,625,905 | 453.53 | 101,137,190 | 2.62 |
| インド | 株式 | ASIAN PAINTS LTD | 素材 | 45,000 | 1,832.26 | 82,452,059 | 1,854.26 | 83,441,925 | 2.16 |
| インド | 株式 | LUPIN LTD | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 53,000 | 1,268.40 | 67,225,265 | 1,358.80 | 72,016,797 | 1.86 |
| インド | 株式 | SHREE CEMENT LIMITED | 素材 | 3,200 | 25,782.70 | 82,504,650 | 20,980.41 | 67,137,320 | 1.74 |
| インド | 株式 | KOTAK MAHINDRA BANK LTD | 銀行 | 36,600 | 2,036.21 | 74,525,575 | 1,741.89 | 63,753,174 | 1.65 |
| インド | 株式 | HDFC BANK LIMITED | 銀行 | 20,298 | 3,271.42 | 66,403,486 | 2,964.76 | 60,178,749 | 1.56 |
| インド | 株式 | BHARAT PETROLEUM CORPORATION LTD | エネルギー | 142,000 | 546.24 | 77,567,419 | 413.30 | 58,689,665 | 1.52 |
| インド | 株式 | STAR CEMENT LTD | 素材 | 352,175 | 194.22 | 68,401,072 | 162.44 | 57,207,307 | 1.48 |
| インド | 株式 | HERO MOTOCORP LTD | 自動車・自動車部品 | 13,000 | 5,501.16 | 71,515,137 | 4,299.54 | 55,894,085 | 1.45 |
| インド | 株式 | HINDALCO INDUSTRIES LIMITED | 素材 | 155,000 | 369.05 | 57,203,525 | 346.73 | 53,743,925 | 1.39 |
| インド | 株式 | COLGATE-PALMOLIVE (INDIA) | 家庭用品・パーソナル用品 | 31,000 | 1,895.52 | 58,761,275 | 1,705.62 | 52,874,220 | 1.37 |
| インド | 株式 | JK CEMENT LTD | 素材 | 50,171 | 1,358.38 | 68,151,371 | 1,038.26 | 52,090,919 | 1.35 |
| インド | 株式 | MAHINDRA & MAHINDRA FINANCIAL SERVICES LTD | 各種金融 | 80,000 | 732.91 | 58,633,400 | 612.56 | 49,004,800 | 1.27 |
| インド | 株式 | INDIAN TERRAIN FASHIONS LTD | 耐久消費財・アパレル | 215,000 | 241.59 | 51,943,046 | 217.85 | 46,838,288 | 1.21 |
| インド | 株式 | ULTRATECH CEMENT LTD | 素材 | 8,700 | 6,362.68 | 55,355,316 | 5,359.74 | 46,629,781 | 1.21 |
| インド | 株式 | GRINDWELL NORTON LTD | 資本財 | 60,000 | 781.66 | 46,899,900 | 751.67 | 45,100,350 | 1.17 |
| インド | 株式 | THERMAX LIMITED | 資本財 | 28,989 | 1,680.45 | 48,714,817 | 1,535.50 | 44,512,827 | 1.15 |
| インド | 株式 | PROCTER & GAMBLE HYGIENE AND HEALTH CARE | 家庭用品・パーソナル用品 | 3,015 | 14,481.72 | 43,662,408 | 14,711.20 | 44,354,283 | 1.15 |
| インド | 株式 | SHEELA FOAM LTD | 素材 | 19,000 | 2,279.73 | 43,315,059 | 2,322.59 | 44,129,352 | 1.14 |
| インド | 株式 | LEMON TREE HOTELS LTD | 消費者サービス | 410,000 | 112.68 | 46,200,850 | 106.87 | 43,817,725 | 1.13 |
| インド | 株式 | GREAT EASTERN SHIPPING CO | エネルギー | 90,536 | 496.07 | 44,912,375 | 476.77 | 43,165,754 | 1.12 |
| インド | 株式 | EQUITAS HOLDINGS LTD | 各種金融 | 269,000 | 215.21 | 57,893,340 | 160.11 | 43,070,935 | 1.11 |

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種別・業種別構成比率

(2018年10月31日現在)

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|------------------------|---------|
| 株式 | エネルギー | 10.92 |
| | 素材 | 13.36 |
| | 資本財 | 9.42 |
| | 商業・専門サービス | 1.02 |
| | 自動車・自動車部品 | 4.81 |
| | 耐久消費財・アパレル | 4.16 |
| | 消費者サービス | 2.20 |
| | 食品・飲料・タバコ | 1.01 |
| | 家庭用品・パーソナル用品 | 3.55 |
| | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 1.86 |
| | 銀行 | 21.58 |
| | 各種金融 | 5.45 |
| | 保険 | 1.93 |
| | 不動産 | 2.99 |
| | ソフトウェア・サービス | 11.34 |
| | 電気通信サービス | 2.62 |
| | 公益事業 | 1.09 |
| 合計 | 99.28 | |

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

< 参考情報 >

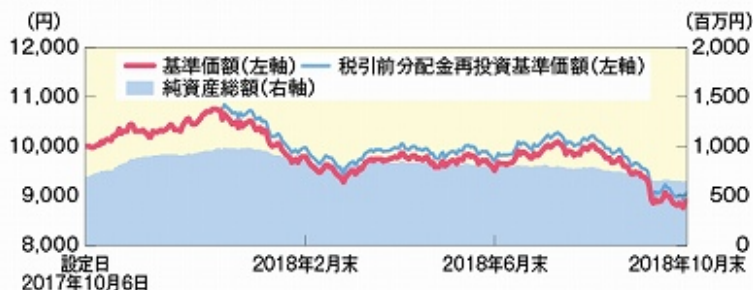
運用実績



基準価額・純資産の推移

(基準日:2018年10月31日)

(設定日(2017年10月6日)~2018年10月31日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

| | |
|--------------|--------|
| 基準価額(1万口当たり) | 8,907円 |
| 純資産総額 | 651百万円 |

分配の推移(1万口当たり、税引前)

| 決算期 | 金額 |
|-----------------|------|
| 第1期(2018年1月5日) | 200円 |
| 第2期(2018年4月5日) | 0円 |
| 第3期(2018年7月5日) | 0円 |
| 第4期(2018年10月5日) | 0円 |
| 設定来累計 | 200円 |

主要な資産の状況

《構成比率》

| | 組入比率 |
|--------------------------------|---------|
| ステイト・バンク・オブ・インド インド株・マザーファンド | 53.61% |
| SBI債券 スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用) | 39.77% |
| 現金等 | 6.62% |
| 純資産総額 | 100.00% |

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《投資対象ファンドにおける組入上位10銘柄》

組入有価証券が10銘柄に満たない場合は全てを記載しています。

■ステイト・バンク・オブ・インド インド株・マザーファンド

| | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|----|-------------------|-------------|-------|
| 1 | リライアンス・インダストリーズ | エネルギー | 7.3 |
| 2 | インフォシス | ソフトウェア・サービス | 6.9 |
| 3 | アクセス銀行 | 銀行 | 5.4 |
| 4 | HDFC | 銀行 | 4.6 |
| 5 | タタ・コンサルタンシー・サービシズ | ソフトウェア・サービス | 4.4 |
| 6 | ICICI銀行 | 銀行 | 4.4 |
| 7 | マルチ・スズキ・インド | 自動車・自動車部品 | 3.4 |
| 8 | インドステイト銀行 | 銀行 | 3.0 |
| 9 | プハルティ・エアテル | 電気通信サービス | 2.6 |
| 10 | アジア・ペイント | 素材 | 2.2 |

※比率は「ステイト・バンク・オブ・インド インド株・マザーファンド」の純資産総額に対する比率です。

■SBI債券 スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)

| | 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 利率(%) | 償還期限 | 比率(%) |
|---|-------|----|-----------------------------|-------|-----------|-------|
| 1 | スリランカ | 国債 | 10.6SRI LANKA GVT 190701 | 10.6 | 2019/7/1 | 32.2 |
| 2 | スリランカ | 国債 | 10.6SRI LANKA GVT 190915 | 10.6 | 2019/9/15 | 31.3 |
| 3 | スリランカ | 国債 | 10.6 Sri Lanka 19 20190701 | 10.6 | 2019/7/1 | 15.1 |
| 4 | スリランカ | 国債 | 10.75 Sri Lan 19 A 20190115 | 10.75 | 2019/1/15 | 11.6 |

※比率は「SBI債券 スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)」の純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※2017年は設定日2017年10月6日(10,000円)から12月末まで、2018年は10月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

() お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

したがって、販売会社の申込締切時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱い
ます。

(注) 販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)に
は、原則として申込みができません。

- ・インドの証券取引所、インドの銀行、コロンボ証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休
業日

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| SBIアセットマネジメント株式会社 (委託会社) 電話番号 03-6229-0097 (受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時) ホームページ http://www.sbiam.co.jp/ |
|---|

() お申込単位

- ・分配金の受取方法により、お申込みには2つの方法があります。(販売会社によっては、どちら
か一方のみの取扱いとなる場合があります。)
- ・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。

分配金受取コース

分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる
場合もあります。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(1)に記載の照会先においてもご確認
いただけます。

() お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の
基準価額とします。

() お申込手数料

お申込金額の3.24%(税抜3.0%)を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額としま
す。

お申込手数料は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは取扱販売会社にご確認くだ
さい。なお、前記(1)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業
日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、消費税相当額が加算されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと
同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の

口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金(解約)手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

(注) 販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として申込みができません。

- ・インドの証券取引所、インドの銀行、コロンボ証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

b. 換金単位

最低単位を1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/ |
|---|

c. 換金価額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額に対し0.1%)を控除した価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については上記b.の照会先においてもご確認いただけます。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して8営業日目以降にお支払いいたします。

e. その他

信託財産の資産管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、受益権の一部解約のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けたかかるお申込みを保留または取消することができます。前記により受益権の一部解約のお申込みの受付が中止された場合またはすでに受付けられたかかるお申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の取得のお申込みを撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。(基準価額は便宜上1万口当たりで表示される場合があります。)

() 主な投資対象資産の評価方法

| | |
|--------|---|
| 投資信託証券 | 原則として、投資信託証券の基準価額計算時に知り得る直近の日の基準価額で評価します。 |
| 株式 | 原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 |
| 公社債等 | 原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額 |
| 外貨建資産 | 原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 |

() 基準価額の算出頻度・照会方法

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額(1万口当たり)は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額(1万口当たり)が掲載されています。

なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| SBIアセットマネジメント株式会社 (委託会社) 電話番号 03 - 6229 - 0097 (受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時) ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/ |
|---|

(2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は信託契約締結日から、原則として無期限です。

ただし、後記の「(5)その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年1月6日から4月5日、4月6日から7月5日、7月6日から10月5日、10月6日から翌年1月5日までとします。ただし、該当日が休日の場合は、その翌営業日までとします。なお、初回計算期間は2017年10月6日から2018年1月5日までとします。

(5)【その他】

() 信託の終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回る事となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

前記からまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記からまでの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

() その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「()約款変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 約款変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようと

する旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記の事項(前記の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前記の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権が行行使できる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記からまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。

ただし、2019年3月1日以降は、以下の通り変更される予定です。

原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<http://www.sbi-am.co.jp/>)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

() 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または信託約款に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

() 運用報告書

毎年4月、10月の決算時及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

積立投資契約を締結している場合は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

(2) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 本ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。
- 3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成30年4月6日から平成30年10月5日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【SBIインド・スリランカ・バランス・ファンド（年4回決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第1特定期間 平成30年 4月 5日現在 | 第2特定期間 平成30年10月 5日現在 |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 27,050,248 | 35,123,374 |
| 投資信託受益証券 | 316,645,901 | 265,210,858 |
| 親投資信託受益証券 | 477,383,192 | 392,331,373 |
| 流動資産合計 | 821,079,341 | 692,665,605 |
| 資産合計 | 821,079,341 | 692,665,605 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 728,292 | 11,630,802 |
| 未払受託者報酬 | 94,886 | 84,186 |
| 未払委託者報酬 | 2,846,571 | 2,525,476 |
| 未払利息 | 74 | 96 |
| その他未払費用 | 1,026,331 | 1,296,878 |
| 流動負債合計 | 4,696,154 | 15,537,438 |
| 負債合計 | 4,696,154 | 15,537,438 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 855,932,322 | 737,618,566 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 39,549,135 | 60,490,399 |
| （分配準備積立金） | 37,422,706 | 39,138,977 |
| 元本等合計 | 816,383,187 | 677,128,167 |
| 純資産合計 | 816,383,187 | 677,128,167 |
| 負債純資産合計 | 821,079,341 | 692,665,605 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第1特定期間 | | 第2特定期間 | |
|---|--------|------------------------------|--------|------------------------------|
| | 自 | 平成29年10月 6日 至 平成30年 4月 5日 | 自 | 平成30年 4月 6日 至 平成30年10月 5日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 9,179,453 | | 10,761,454 |
| 有価証券売買等損益 | | 32,290,360 | | 28,318,316 |
| 営業収益合計 | | 23,110,907 | | 17,556,862 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 35,015 | | 18,135 |
| 受託者報酬 | | 188,819 | | 172,987 |
| 委託者報酬 | | 5,664,556 | | 5,189,352 |
| その他費用 | | 1,026,331 | | 1,297,417 |
| 営業費用合計 | | 6,914,721 | | 6,677,891 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | | 30,025,628 | | 24,234,753 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | | 30,025,628 | | 24,234,753 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | | 30,025,628 | | 24,234,753 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | | 5,297,747 | | 1,503,627 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | - | | 39,549,135 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 12,900,456 | | 5,407,344 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | - | | 5,407,344 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 12,900,456 | | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 9,449,830 | | 610,228 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 9,449,830 | | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | - | | 610,228 |
| 分配金 | | 18,271,880 | | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 39,549,135 | | 60,490,399 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------|--|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末日の前営業日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末日の基準価額で評価しております。 |
| 2.収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第1特定期間 平成30年 4月 5日現在 | 第2特定期間 平成30年10月 5日現在 |
|-------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1. 特定期間の末日における受益権の総数 | 855,932,322口 | 737,618,566口 |
| 2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 39,549,135円 | 60,490,399円 |
| 3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) | 0.9538円 (9,538円) | 0.9180円 (9,180円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| <p style="text-align: center;">第1特定期間 自 平成29年10月 6日 至 平成30年 4月 5日</p> | <p style="text-align: center;">第2特定期間 自 平成30年 4月 6日 至 平成30年10月 5日</p> |
|---|---|
| <p>1．投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用</p> <p style="text-align: right;">1,517,910円</p> <p>なお、本ファンドの主要な投資対象である親投資信託「ステイト・バンク・オブ・インド インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の運用の指図に係る権限の一部を委託しており、当該マザーファンドに係る費用のうち、本ファンドが負担している金額を記載しております。</p> <p>2．分配金の計算過程 (自平成29年 10月6日 至平成30年1月5日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益（3,747,205円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、本ファンドに帰属すべき金額500,255円を含みます。）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（55,415,011円）、収益調整金（8,767,863円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は67,930,079円（1万口当たり743.54円）となり、当ファンドの分配方針に則り、1万口当たり200円の分配を行っております。</p> <p>(自平成30年1月6日 至平成30年4月5日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益（3,427,342円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、本ファンドに帰属すべき金額1,523,762円を含みます。）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,762,809円）、及び分配準備積立金（33,995,364円）より、分配対象収益は42,185,515円（1万口当たり492.85円）であります。基準価額水準と市場動向等を勘案して、分配はしていません。</p> <p>3．追加情報</p> <p>平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。</p> | <p>1．投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用</p> <p style="text-align: right;">1,385,124円</p> <p>なお、本ファンドの主要な投資対象である親投資信託「ステイト・バンク・オブ・インド インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の運用の指図に係る権限の一部を委託しており、当該マザーファンドに係る費用のうち、本ファンドが負担している金額を記載しております。</p> <p>2．分配金の計算過程 (自平成30年 4月6日 至平成30年7月5日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益（4,965,795円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、本ファンドに帰属すべき金額1,229,071円を含みます。）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,229,837円）、及び分配準備積立金（35,381,144円）より、分配対象収益は45,576,776円（1万口当たり554.00円）であります。基準価額水準と市場動向等を勘案して、分配はしていません。</p> <p>(自平成30年7月6日 至平成30年10月5日)</p> <p>計算期間末日における費用控除後の配当等収益（3,272,087円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、本ファンドに帰属すべき金額1,668,784円を含みます。）費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,081,529円）、及び分配準備積立金（35,866,890円）より、分配対象収益は44,220,506円（1万口当たり599.49円）であります。基準価額水準と市場動向等を勘案して、分配はしていません。</p> <p>3．追加情報</p> <p>平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。</p> |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第1特定期間 自 平成29年10月 6日 至 平成30年 4月 5日 | 第2特定期間 自 平成30年 4月 6日 至 平成30年10月 5日 |
|-----------------------|--|--|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 | 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 |
| 3.金融商品に係るリスクの管理体制 | 常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 | 常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第1特定期間 平成30年 4月 5日現在 | 第2特定期間 平成30年 10月 5日現在 |
|----------------------------------|---|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4. 金銭債権及び満期のある有価証券の特定期間末日後の償還予定額 | 金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。 | 金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第1特定期間 自 平成29年10月 6日 至 平成30年 4月 5日 | 第2特定期間 自 平成30年 4月 6日 至 平成30年10月 5日 |
|-----------|--|--|
| | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円） | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円） |
| 投資信託受益証券 | 20,430,205 | 11,335,714 |
| 親投資信託受益証券 | 68,918,303 | 26,645,662 |
| 合計 | 89,348,508 | 37,981,376 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第1特定期間 自 平成29年10月 6日 至 平成30年 4月 5日 | 第2特定期間 自 平成30年 4月 6日 至 平成30年10月 5日 |
|--|--|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（元本の移動）

| 区分 | 第1特定期間 自 平成29年10月 6日 至 平成30年 4月 5日 | 第2特定期間 自 平成30年 4月 6日 至 平成30年10月 5日 |
|----------------|--|--|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| 期首元本額 | 700,139,858円 | 855,932,322円 |
| 期中追加設定元本額 | 424,526,649円 | 22,754,105円 |
| 期中一部解約元本額 | 268,734,185円 | 141,067,861円 |

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種類 | 銘柄 | 券面総額(口) | 評価額 | 備考 |
|--------------|-------------------------------------|-------------|-------------|----|
| 投資信託受益証券 | SBIボンド スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用） | 289,752,932 | 265,210,858 | |
| 投資信託受益証券 合計 | | 289,752,932 | 265,210,858 | |
| 親投資信託受益証券 | ステイト・バンク・オブ・インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用) | 269,144,113 | 392,331,373 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | 269,144,113 | 392,331,373 | |
| 合計 | | 558,897,045 | 657,542,231 | |

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

< 参考情報 >

本報告書の開示対象であるファンド（SBIインド・スリランカ・バランス・ファンド（年4回決算型））は「ステイト・バンク・オブ・インド 株・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成30年10月5日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

ステイト・バンク・オブ・インド 株・マザーファンド(適格機関投資家専用)

貸借対照表

(単位：円)

| | | 平成30年10月 5日現在 |
|--------------|--|---------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | | 50,051,825 |
| コール・ローン | | 19,873 |
| 株式 | | 3,987,459,225 |
| 未収配当金 | | 805,350 |
| 流動資産合計 | | 4,038,336,273 |
| 資産合計 | | 4,038,336,273 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | | 230,100 |
| 流動負債合計 | | 230,100 |
| 負債合計 | | 230,100 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | 2,770,261,075 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | | 1,267,845,098 |
| 元本等合計 | | 4,038,106,173 |
| 純資産合計 | | 4,038,106,173 |
| 負債純資産合計 | | 4,038,336,273 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 平成30年 10月 5日現在 |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、外国金融商品市場における計算日に知りうる直近の日の最終相場によっております。なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 |
| 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 4. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 株式の配当落ち日において、その予想配当金額を計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。 |
| 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 平成30年10月 5日現在 |
|------------------|----------------|
| 1. 計算日における受益権の総数 | 2,770,261,075口 |
| 2. 1口当たり純資産額 | 1.4577円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (14,577円) |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自 平成30年 4月 6日 至 平成30年10月 5日 |
|-----------------------|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また主に為替変動リスクを回避すること等を目的として為替予約取引を行っております。為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。 |
| 3.金融商品に係るリスクの管理体制 | 常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 平成30年10月 5日現在 |
|---------------------------|--|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2.時価の算定方法 | 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。 |

| | |
|----------------------------------|--|
| 4．金融債権及び満期のある有価証券 の計算日後の償還予定額 | 金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。 |
|----------------------------------|--|

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 平成30年10月 5日現在 | |
|----|--------------------|-------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） | |
| 株式 | | 183,439,056 |
| 合計 | | 183,439,056 |

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

| 区分 | 種類 | 平成30年10月 5日現在 | | | |
|---------------|--------|---------------|-------|------------|-------------|
| | | 契約額等（円） | | 時価 （円） | 評価損益 （円） |
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | 30,189,900 | - | 30,420,000 | 230,100 |
| | インドルピー | 30,189,900 | - | 30,420,000 | 230,100 |
| | 合計 | 30,189,900 | - | 30,420,000 | 230,100 |

（注）1.時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

2.上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| |
|--------------------------------|
| 自 平成30年 4月 6日 至 平成30年10月 5日 |
| 該当事項はありません。 |

（元本の移動）

| 区分 | 自 平成30年 4月 6日 至 平成30年10月 5日 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首元本額 | 2,805,458,988円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,464,778円 |
| 期中一部解約元本額 | 36,662,691円 |
| 期末元本額 | 2,770,261,075円 |
| 元本の内訳 | |
| SBIインド&ベトナム株ファンド | 2,501,116,962円 |
| SBIインド・スリランカ・バランス・ファンド（年4回決算型） | 269,144,113円 |

（注） は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|----|----|-----|-----|----|----|
| | | | 単価 | 金額 | |

| | | | | |
|--|--|----------|---------------|----------------|
| インドルピー | BHARAT PETROLEUM CORPORATION LTD | 142,000 | 336.35 | 47,761,700.00 |
| | CHENNAI PETROLEUM CORPORATION LTD | 93,000 | 279.30 | 25,974,900.00 |
| | GREAT EASTERN SHIPPING CO | 90,536 | 282.15 | 25,544,732.40 |
| | INDIAN OIL CORPORATION LTD | 305,000 | 140.30 | 42,791,500.00 |
| | RELIANCE INDUSTRIES LIMITED | 173,000 | 1,120.55 | 193,855,150.00 |
| | FINE ORGANIC INDUSTRIES LTD | 25,500 | 1,021.75 | 26,054,625.00 |
| | GALAXY SURFACTANTS LTD | 18,000 | 1,218.25 | 21,928,500.00 |
| | HINDALCO INDUSTRIES LIMITED | 155,000 | 251.20 | 38,936,000.00 |
| | JK CEMENT LTD | 50,171 | 733.75 | 36,812,971.25 |
| | NATIONAL ALUMINIUM COMPANY LTD | 328,000 | 69.10 | 22,664,800.00 |
| | SHEELA FOAM LTD | 19,000 | 1,673.45 | 31,795,550.00 |
| | SHREE CEMENT LIMITED | 3,200 | 16,403.30 | 52,490,560.00 |
| | STAR CEMENT LTD | 352,175 | 104.75 | 36,890,331.25 |
| | ULTRATECH CEMENT LTD | 8,700 | 3,936.50 | 34,247,550.00 |
| | ABB LTD INDIA | 19,000 | 1,382.90 | 26,275,100.00 |
| | AIA ENGINEERING LTD | 16,000 | 1,703.00 | 27,248,000.00 |
| | GE T&D INDIA LIMITED | 81,000 | 265.65 | 21,517,650.00 |
| | GRINDWELL NORTON LTD | 60,000 | 504.60 | 30,276,000.00 |
| | ITD CEMENTATION INDIA LTD | 125,000 | 120.05 | 15,006,250.00 |
| | SADBHAV ENGINEERING LTD | 68,712 | 214.40 | 14,731,852.80 |
| | SCHAEFFLER INDIA LIMITED | 4,700 | 5,200.30 | 24,441,410.00 |
| | SKF INDIA LTD | 15,000 | 1,700.50 | 25,507,500.00 |
| | THERMAX LIMITED | 28,989 | 925.00 | 26,814,825.00 |
| | TIMKEN INDIA LIMITED | 37,000 | 578.55 | 21,406,350.00 |
| | TEAMLEASE SERVICES LIMITED | 10,000 | 2,197.85 | 21,978,500.00 |
| | HERO MOTOCORP LTD | 13,000 | 2,763.50 | 35,925,500.00 |
| | MARUTI SUZUKI INDIA LTD | 12,500 | 7,193.65 | 89,920,625.00 |
| | GANESHA ECOSPHERE LTD | 80,383 | 295.30 | 23,737,099.90 |
| | INDIAN TERRAIN FASHIONS LTD | 215,000 | 132.25 | 28,433,750.00 |
| | VOLTAS LIMITED | 43,000 | 515.50 | 22,166,500.00 |
| | WHIRLPOOL OF INDIA LTD | 20,000 | 1,375.75 | 27,515,000.00 |
| | INDIAN HOTELS COMPANY LIMITED | 209,000 | 123.80 | 25,874,200.00 |
| | LEMON TREE HOTELS LTD | 410,000 | 69.70 | 28,577,000.00 |
| | ITC LTD | 90,000 | 287.25 | 25,852,500.00 |
| | COLGATE-PALMOLIVE (INDIA) | 31,000 | 1,068.90 | 33,135,900.00 |
| | MARICO LTD | 82,000 | 314.05 | 25,752,100.00 |
| | PROCTER & GAMBLE HYGIENE AND HEALTH CARE | 3,015 | 9,364.55 | 28,234,118.25 |
| | LUPIN LTD | 53,000 | 854.75 | 45,301,750.00 |
| | AU SMALL FINANCE BANK LIMITED | 45,000 | 555.70 | 25,006,500.00 |
| | AXIS BANK LIMITED | 240,000 | 586.25 | 140,700,000.00 |
| | HDFC BANK LIMITED | 26,798 | 1,957.75 | 52,463,784.50 |
| | HOUSING DEVELOPMENT FINANCE | 68,300 | 1,778.45 | 121,468,135.00 |
| | ICICI BANK LTD | 318,400 | 316.50 | 100,773,600.00 |
| KOTAK MAHINDRA BANK LTD | 36,600 | 1,074.50 | 39,326,700.00 | |
| STATE BANK OF INDIA | 271,000 | 271.35 | 73,535,850.00 | |
| EQUITAS HOLDINGS LTD | 169,000 | 113.25 | 19,139,250.00 | |
| HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD | 20,000 | 1,292.55 | 25,851,000.00 | |
| ICICI SECURITIES LTD | 89,000 | 266.40 | 23,709,600.00 | |
| MAHINDRA & MAHINDRA FINANCIAL SERVICES LTD | 80,000 | 398.80 | 31,904,000.00 | |
| MULTI COMMODITY EXCH INDIA | 39,000 | 696.65 | 27,169,350.00 | |
| ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY | 34,000 | 777.95 | 26,450,300.00 | |
| SBI LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED | 37,200 | 565.40 | 21,032,880.00 | |
| ASHIANA HOUSING LTD | 200,000 | 126.15 | 25,230,000.00 | |

| | | | | |
|----------------------------|-----------|----------|-------------------------------------|--|
| GODREJ PROPERTIES LTD | 37,000 | 576.20 | 21,319,400.00 | |
| SOBHA LTD | 60,000 | 398.35 | 23,901,000.00 | |
| INFOSYS LIMITED | 260,378 | 706.35 | 183,918,000.30 | |
| TATA CONSULTANCY SVS LTD | 58,446 | 2,064.25 | 120,647,155.50 | |
| BHARTI AIRTEL LIMITED | 223,000 | 310.15 | 69,163,450.00 | |
| CESC LIMITED | 26,000 | 841.30 | 21,873,800.00 | |
| GUJARAT STATE PETRONET LTD | 155,000 | 181.30 | 28,101,500.00 | |
| インドルピー 小計 | 5,984,703 | | 2,556,063,606.15 (3,987,459,225) | |
| 合計 | 5,984,703 | | 3,987,459,225 (3,987,459,225) | |

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|--------|---------|--------------|----------------|
| インドルピー | 株式 60銘柄 | 98.7% | 100.0% |

（注）組入株式時価比率は、純資産に対する通貨ごとの比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

| | 2018年10月31日現在 |
|----------------|---------------|
| 資産総額 | 656,138,065円 |
| 負債総額 | 4,985,509円 |
| 純資産総額(-) | 651,152,556円 |
| 発行済口数 | 731,048,898口 |
| 1口あたり純資産額(/) | 0.8907円 |
| (1万口あたり純資産額) | (8,907円) |

(参考)

ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)

純資産額計算書

| | 2018年10月31日現在 |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 3,863,318,935円 |
| 負債総額 | 円 |
| 純資産総額(-) | 3,863,318,935円 |
| 発行済口数 | 2,750,085,493口 |
| 1口あたり純資産額(/) | 1.4048円 |
| (1万口あたり純資産額) | (14,048円) |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続き、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡
受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額(2018年10月末日現在)

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。

発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

投資運用の意思決定機構

(イ) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

(ロ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

(ハ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

(ニ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

(ホ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2018年10月末日現在)

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|-----------|----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 55 | 272,217 |
| 単位型株式投資信託 | 2 | 6,131 |

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）の財務諸表については、優成監査法人による監査を受けております。

また、当事業年度に係る中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている優成監査法人は、平成30年7月2日に太陽有限責任監査法人と合併し、太陽有限責任監査法人と名称を変更しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,190,923 | 656,253 |
| 前払費用 | 18,512 | 36,884 |
| 未収委託者報酬 | 233,608 | 502,468 |
| 未収運用受託報酬 | 8,533 | |
| 繰延税金資産 | 3,150 | 9,353 |
| その他 | 11,264 | 15,614 |
| 流動資産合計 | 1,465,992 | 1,220,574 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 53 | 1,121 |
| 器具備品 | 1,857 | 1,446 |
| 有形固定資産合計 | 1,910 | 2,567 |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 67 | 67 |
| ソフトウェア | 2,536 | 5,708 |
| 商標権 | 1,509 | 1,330 |
| 無形固定資産合計 | 4,113 | 7,105 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 913,644 |
| 関係会社株式 | 127,776 | 127,776 |
| 繰延税金資産 | | 26,595 |
| 長期差入保証金 | 19,856 | 19,856 |
| その他 | | 3,360 |
| 投資その他の資産合計 | 147,633 | 1,091,233 |
| 固定資産合計 | 153,657 | 1,100,906 |
| 資産合計 | 1,619,650 | 2,321,480 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 477 | 4,011 |
| 未払金 | 222,657 | 455,275 |
| 未払手数料 | 198,172 | 419,007 |
| 未払法人税等 | 48,193 | 143,048 |
| 未払消費税等 | 8,854 | 33,817 |
| 流動負債合計 | 280,183 | 636,152 |
| 負債合計 | 280,183 | 636,152 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 400,200 | 400,200 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 30,012 | 30,012 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 909,254 | 1,315,376 |
| 利益剰余金合計 | 939,266 | 1,345,388 |
| 株主資本合計 | 1,339,466 | 1,745,588 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 60,260 |
| 評価・換算差額等合計 | | 60,260 |
| 純資産合計 | 1,339,466 | 1,685,327 |
| 負債純資産合計 | 1,619,650 | 2,321,480 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日) |
|--------------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 1,661,953 | 3,207,709 |
| 運用受託報酬 | 45,489 | 16,380 |
| 投資顧問料 | 4,011 | |
| その他営業収益 | | 4,500 |
| 営業収益合計 | 1,711,454 | 3,228,590 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 1,014,112 | 2,173,300 |
| 広告宣伝費 | 686 | 48,444 |
| 調査費 | 25,912 | 27,077 |
| 調査費 | 25,912 | 27,077 |
| 委託計算費 | 96,123 | 121,126 |
| 営業雑経費 | 13,344 | 23,392 |
| 通信費 | 827 | 1,208 |
| 印刷費 | 9,975 | 19,323 |
| 協会費 | 2,171 | 2,049 |
| 諸会費 | 49 | 183 |
| その他営業雑経費 | 319 | 628 |
| 営業費用合計 | 1,150,178 | 2,393,341 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 134,722 | 156,504 |
| 役員報酬 | 27,378 | 44,607 |
| 給料・手当 | 107,343 | 111,896 |
| 交際費 | 75 | 169 |
| 旅費交通費 | 3,787 | 7,996 |
| 福利厚生費 | 19,124 | 20,444 |
| 租税公課 | 7,729 | 11,602 |
| 不動産賃借料 | 17,574 | 18,383 |
| 消耗品費 | 1,751 | 1,772 |
| 事務委託費 | 11,556 | 10,188 |
| 退職給付費用 | 4,300 | 4,578 |
| 固定資産減価償却費 | 1,973 | 2,422 |
| 諸経費 | 11,737 | 13,285 |
| 一般管理費合計 | 214,332 | 247,348 |
| 営業利益 | 346,943 | 587,900 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 55 | 19 |
| 為替差益 | | 0 |
| 雑収入 | 923 | 602 |
| 営業外収益合計 | 978 | 622 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 13 | |
| 為替差損 | 0 | |
| 雑損失 | | 486 |
| 営業外費用合計 | 13 | 486 |
| 経常利益 | 347,908 | 588,035 |
| 税引前当期純利益 | 347,908 | 588,035 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 105,400 | 188,117 |
| 法人税等調整額 | 2,371 | 6,202 |

| | | | |
|--------|--|---------|---------|
| 法人税等合計 | | 107,771 | 181,914 |
| 当期純利益 | | 240,136 | 406,121 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | 株主資本 合計 | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------|---------|--------|-----------------------------|-----------------|------------|----------------------|----------------|-------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | | 利益準備金 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益 剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 400,200 | 30,012 | 669,117 | 699,129 | 1,099,329 | | 1,099,329 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | 240,136 | 240,136 | 240,136 | | 240,136 | |
| 当期変動額合計 | | | 240,136 | 240,136 | 240,136 | | 240,136 | |
| 当期末残高 | 400,200 | 30,012 | 909,254 | 939,266 | 1,339,466 | | 1,339,466 | |

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | 株主資本 合計 | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|--------|-----------------------------|-----------------|------------|----------------------|----------------|-------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | | 利益準備金 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益 剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 400,200 | 30,012 | 909,254 | 939,266 | 1,339,466 | | 1,339,466 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | 406,121 | 406,121 | 406,121 | | 406,121 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | 60,260 | 60,260 | |
| 当期変動額合計 | | | 406,121 | 406,121 | 406,121 | 60,260 | 345,861 | |
| 当期末残高 | 400,200 | 30,012 | 1,315,376 | 1,345,388 | 1,745,588 | 60,260 | 1,685,327 | |

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が10年、器具備品が3 - 15年でありま
す。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間
(5年)に基づく定額法によっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成29年3月31日) | | 当事業年度 (平成30年3月31日) | |
|-----------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------------|
| * | 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 | * | 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 |
| | 建物 0千円 | | 建物 110千円 |
| | 器具備品 3,519千円 | | 器具備品 4,024千円 |
| | 合計 3,520千円 | | 合計 4,135千円 |

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---------|------------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 36,600 | | | 36,600 |

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---------|------------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 36,600 | | | 36,600 |

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|--------------|-----------|----|
| (1) 預金 | 1,190,923 | 1,190,923 | |
| (2) 未収委託者報酬 | 233,608 | 233,608 | |
| (3) 未収運用受託報酬 | 8,533 | 8,533 | |
| 資産計 | 1,433,065 | 1,433,065 | |
| 未払金 | 222,657 | 222,657 | |
| 負債計 | 222,657 | 222,657 | |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-------------|----------|
| (1) 子会社株式 | 127,776 |
| (2) 長期差入保証金 | 19,856 |

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 |
|----------|-----------|
| 預金 | 1,190,923 |
| 未収委託者報酬 | 233,608 |
| 未収運用受託報酬 | 8,533 |
| 合計 | 1,433,065 |

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------|--------------|-----------|----|
| (1) 預金 | 656,253 | 656,253 | |
| (2) 未収委託者報酬 | 502,468 | 502,468 | |
| (3) 投資有価証券 その他有価証券 | 913,644 | 913,644 | |
| 資産計 | 2,072,366 | 2,072,366 | |
| 未払金 | 455,275 | 455,275 | |
| 負債計 | 455,275 | 455,275 | |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-------------|----------|
| (1) 子会社株式 | 127,776 |
| (2) 長期差入保証金 | 19,856 |

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 |
|---------|-----------|
| 預金 | 656,253 |
| 未収委託者報酬 | 502,468 |
| 合計 | 1,158,722 |

(有価証券関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 子会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

（単位：千円）

| 区分 | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|--------|----------|-----------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| | (3)その他 | | | |
| | 小計 | | | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| | (3)その他 | 913,644 | 1,000,500 | 86,855 |
| | 小計 | 913,644 | 1,000,500 | 86,855 |
| 合計 | | 913,644 | 1,000,500 | 86,855 |

3. 売却したその他有価証券

（単位：千円）

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|--------|--------|---------|---------|
| (1)株式 | | | |
| (2)債券 | | | |
| (3)その他 | 24,133 | | 486 |
| 合計 | 24,133 | | 486 |

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）4,300千円、当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）4,578千円であります。

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------|-----------|--------|-------|-----|---------|-------|-----|-----|-------|--|----------|--------|--------|--------|----------|-------|--|-------|-------|-----------|--------|-------|-------|---------|-------|--------------|--------|-----|-----|-------|--|----------|--------|--------|--------|----------|--------|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">19,114</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">364</td> </tr> <tr> <td>その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">2,409</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">376</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">22,703</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">19,552</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">3,150</td> </tr> </table> | 電話加入権 | 438千円 | 関係会社株式評価損 | 19,114 | 未払事業税 | 364 | その他未払税金 | 2,409 | その他 | 376 | <hr/> | | 繰延税金資産小計 | 22,703 | 評価性引当額 | 19,552 | 繰延税金資産合計 | 3,150 | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">19,114</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">6,752</td> </tr> <tr> <td>その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">2,301</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">26,595</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">299</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">55,501</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">19,552</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">35,948</td> </tr> </table> | 電話加入権 | 438千円 | 関係会社株式評価損 | 19,114 | 未払事業税 | 6,752 | その他未払税金 | 2,301 | その他有価証券評価差額金 | 26,595 | その他 | 299 | <hr/> | | 繰延税金資産小計 | 55,501 | 評価性引当額 | 19,552 | 繰延税金資産合計 | 35,948 |
| 電話加入権 | 438千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係会社株式評価損 | 19,114 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 364 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他未払税金 | 2,409 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 376 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 22,703 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 19,552 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 3,150 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話加入権 | 438千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係会社株式評価損 | 19,114 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 6,752 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他未払税金 | 2,301 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 26,595 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 299 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 55,501 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 19,552 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 35,948 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p> | <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>同左</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（セグメント情報）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|--|---------|
| グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型） | 273,228 |
| SBI/アリアンツ日本株集中投資戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用） | 183,987 |

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|----------------------------------|---------|
| グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型） | 489,935 |
| SBI日本小型成長株選抜ファンド | 472,434 |
| SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ（年2回決算型） | 347,593 |
| SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ | 323,110 |

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-----|-----------------|-------|-----------------------|----------------|-------------------------------|------------------|--------------|------------------|-----------------|------------------|
| 親会社 | SBIホールディングス株式会社 | 東京都港区 | 81,681 | グループの 統括・運営 | (被所有) 間接 49.5% | 不動産設備利用 役員の兼任 | 事務所敷 金の差入 | | 長期差 入保証 金 | 19,802 |

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 不動産設備利用に係る保証条件は、同社に適用される保証条件と同一の条件となっております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-------------------------|----------------|-------|-----------------------|---------------|-------------------------------|-----------|---------------|------------------|-----|------------------|
| 同一の 親会社 を持つ 会社 | 株式会社SBI証券 | 東京都港区 | 48,323 | 証券業 | | 販売委託 | 販売委託 支払手数料 | 397,985 | 未払金 | 73,724 |

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所 ジャスダック市場）

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-------------------------|----------------|-------|-----------------------|---------------|-------------------------------|-----------|---------------|------------------|-----|------------------|
| 同一の 親会社 を持つ 会社 | 株式会社SBI証券 | 東京都港区 | 48,323 | 証券業 | | 販売委託・販促 | 販売委託 支払手数料 | 862,570 | 未払金 | 135,442 |
| | | | | | | | 広告宣伝 費 | 1,495 | | |

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

- モーニングスター株式会社(東京証券取引所 ジャスダック市場)
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------------|--|--|
| | 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 | 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日 |
| 1株当たり純資産額 | 36,597円44銭 | 46,047円21銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 6,561円11銭 | 11,096円21銭 |
| | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 | 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日 |
| 当期純利益(千円) | 240,136 | 406,121 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 240,136 | 406,121 |
| 期中平均株式数(株) | 36,600 | 36,600 |

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (平成30年9月30日) |
|------------|-------------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 714,332 |
| 前払費用 | 31,662 |
| 未収委託者報酬 | 581,481 |
| その他 | 14,621 |
| 流動資産合計 | 1,342,098 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物 | 11,977 |
| 器具備品 | 2,588 |
| 有形固定資産合計 | 14,565 |
| 無形固定資産 | |
| 電話加入権 | 67 |
| ソフトウェア | 4,822 |
| 商標権 | 1,369 |
| 無形固定資産合計 | 6,259 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 872,429 |
| 関係会社株式 | 127,776 |
| 長期差入保証金 | 19,856 |
| 繰延税金資産 | 44,915 |
| その他 | 1,836 |
| 投資その他の資産合計 | 1,066,813 |
| 固定資産合計 | 1,087,638 |
| 資産合計 | 2,429,737 |

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成30年9月30日)

| | |
|--------------|-----------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 預り金 | 4,981 |
| 未払金 | 422,430 |
| 未払手数料 | 385,319 |
| 未払法人税等 | 104,916 |
| 未払消費税等 | 2 14,524 |
| 流動負債合計 | 546,853 |
| 負債合計 | 546,853 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 400,200 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 30,012 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 1,538,891 |
| 利益剰余金合計 | 1,568,903 |
| 株主資本合計 | 1,969,103 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 86,219 |
| 評価・換算差額等合計 | 86,219 |
| 純資産合計 | 1,882,883 |
| 負債純資産合計 | 2,429,737 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日) |
|--------------|--|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 1,824,636 |
| 営業収益合計 | 1,824,636 |
| 営業費用 | 1,345,793 |
| 一般管理費 | 153,693 |
| 営業利益 | 325,149 |
| 営業外収益 | 1,163 |
| 営業外費用 | 284 |
| 経常利益 | 326,027 |
| 特別損失 | 2,863 |
| 税引前中間純利益 | 323,163 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 97,159 |
| 法人税等調整額 | 2,489 |
| 法人税等合計 | 99,648 |
| 中間純利益 | 223,514 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8 - 15年、器具備品が3 - 15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 当中間会計期間 (平成30年9月30日) |
|------|-------------------------|
| 建物 | 458千円 |
| 器具備品 | 4,333千円 |

2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額

| | 当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日) |
|--------|--|
| 有形固定資産 | 752千円 |
| 無形固定資産 | 987千円 |

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

当中間会計期間（平成30年9月30日）

| | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 714,332 | 714,332 | |
| (2) 未収委託者報酬 | 581,481 | 581,481 | |
| (3) 投資有価証券 その他有価証券 | 872,429 | 872,429 | |
| 資産計 | 2,168,243 | 2,168,243 | |
| 未払金 | 422,430 | 422,430 | |
| 負債計 | 422,430 | 422,430 | |

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金 (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券(投資信託)は基準価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 (千円) |
|-------------|--------------------|
| (1) 関係会社株式 | 127,776 |
| (2) 長期差入保証金 | 19,856 |

(1) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

1．子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 | |
|----------------------------|----------------|---------|---------|---------|
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| | (3)その他 | | | |
| | 小計 | | | |
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | 872,429 | 996,700 | 124,270 |
| | (3)その他 | | | |
| | 小計 | 872,429 | 996,700 | 124,270 |
| 合計 | 872,429 | 996,700 | 124,270 | |

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|-------------------------------------|---------|
| SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (年2回決算型) | 430,981 |
| SBI小型成長株ファンド ジェイクル | 197,498 |
| SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ | 192,694 |

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項 目 | 当中間会計期間 (平成30年9月30日) |
|----------------------------------|-------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 51,444円91銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 純資産の部の合計額(千円) | 1,882,883 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額(千円) | 1,882,883 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株) | 36,600 |

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項 目 | 当中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日) |
|--------------------|--|
| 1株当たり中間純利益金額 | 6,106円96銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額(千円) | 223,514 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円) | 223,514 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 36,600 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見取の条件と異なる条件であって見取の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

2018年6月20日付で、以下の変更を行いました。

イ．公告を電子公告の方法により行う(ただし、電子公告による公告ができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日刊工業新聞に掲載して行う)。

ロ．上記イ．の変更は2019年3月1日から効力が発生する。

(2) 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

| | 名 称 | 資本金の額 (2018年3月末日現在) | 事業の内容 |
|-------------|--------------------------|------------------------|--|
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 再信託 受託会社 | 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 | 51,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 販売会社 | 株式会社SBI証券 | 48,323百万円 | 「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。 |
| | 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 | |

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 再信託受託会社

本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 再信託受託会社

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書(以下「交付目論見書」といいます。)の名称を「投資信託説明書(交付目論見書)」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書(請求目論見書)」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
 - 委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
 - ファンドの基本的性格など
 - 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など
 - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - 投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - 請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。
 - 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨の記載。
 - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該信託約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月13日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

| | | |
|----------------|-------|-------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 本間 洋一 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 石倉 毅典 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査に係る監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月5日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

松崎雅則

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIインド・スリランカ・バランス・ファンド（年4回決算型）の平成30年4月6日から平成30年10月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIインド・スリランカ・バランス・ファンド（年4回決算型）の平成30年10月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本間 洋一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石倉 毅典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。